

年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の住所及び名称

法人を代表する者の氏名 印

登記事項変更届出書

民法 第46条第2項 の規定により登記をしたので、内閣総理
第48条

大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第9

条の規定により、登記簿の謄本及び必要書類を添えて届出をし

ます。